

# 現職教育資料

◇はじめに	1
1 学校安全について	1～2
2 地震への対応について	3～4
3 放射線に関する学習について	5
4 児童生徒の心のケアについて	5
◇おわりに	5



## 学校安全

～ 学校における安全教育の充実を目指して ～



### ◇ はじめに

平成23年3月11日、宮城県沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震とその地震による大津波は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。また、本県の学校においても、校舎等が損壊したり、児童生徒が負傷したりするなど大きな被害を受けた。

学校において児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、公教育の実施において不可欠なものであり、各学校では、事件、事故あるいは災害に対して、児童生徒等の安全の確保が的確になされるようにすることが重要である。

そして、自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりに進んで参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つである。

しかしながら、近年、児童生徒が巻き込まれる様々な事件や事故が校内外において発生し、通学路を含めた学校での児童生徒の安全を確保することが喫緊の課題となっている。

こうした中、学校保健法の改正により、学校保健安全法に改められ、学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、地域の関係機関等との連携など、学校安全に関して各学校で共通に取り組まれるべき事項が規定され、平成21年4月から施行されている。

また、学習指導要領の改訂において、総則に安全に関する指導が新たに規定され、関連する各教科においても安全に関する指導の観点から内容の充実が図られた。

## 1 学校安全について

### (1) 学校安全の意義

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

学校安全は、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の取組は、次の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から行う必要がある。

- ① 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
- ② 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理
- ③ 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発防止を図る事後の危機管理

## (2) 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。

また、学校安全の活動は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動の三つの主要な活動から構成されている。それぞれの活動が目指す内容は次のとおりである。

**安全教育**：児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す。

**安全学習**：安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにする。  
(体育・保健体育を中心に関連した内容のある教科、道徳や総合的な学習の時間等)

**安全指導**：当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に切りあげ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、望ましい習慣を形成する。  
(特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事・課外における指導等)

**安全管理**：事故の要因や児童生徒の行動の危険の除去、適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立を目指す。

**対人管理**：児童生徒等の心身状態の安全管理及び様々な生活や行動の安全管理

**対物管理**：学校環境の安全管理

**組織活動**：安全教育と安全管理の活動を円滑に進めるための組織づくりを目指す。

教職員の研修、校内の協力体制、家庭及び地域社会との連携

また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つが挙げられる。

以上のように、学校安全の活動は、内容や展開される場面が多様なことから、校内での協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携し、計画的に進める必要がある。

## (3) 学校安全計画の作成・実施

児童生徒の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。学校安全計画は、学校保健安全法第27条において策定及びその実施が規定されており、作成に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 安全教育に関する事項は、教育課程との関連を図り、教育活動全般にわたり位置付けること。
- ・ 安全管理に関する領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」のそれぞれについて必要な事項を盛り込むこととなるが、交通安全における通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点を取り上げ、災害安全においては、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。
- ・ 安全に関する組織活動では、家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会や危険等発生時対処要領等（以下、危機管理マニュアルとする）に関する校内研修等、また、家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動等を盛り込むこと。
- ・ 教職員の共通理解の下で作成すること。

また、計画に基づく取組の実施に当たっては、定期的に計画の内容や取組を評価するとともに見直しを行い、効果的な学校安全活動を展開していくことが重要である。

なお、学校における安全教育を実施する際は、右に示した冊子を十分に活用していただきたい。



『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（H22.3 文部科学省）

## 2 地震への対応について

### (1) 学校における防災対策について

東日本大震災の大地震発生時の対応では、各学校において、「危機管理マニュアルにある避難経路が使用できなかった」「悪天候でも校庭に避難せざるを得なかった」「電話が使用できず保護者や関係機関等への連絡体制が機能しなかった」「停電により情報の収集が困難だった」など様々な課題が明らかになった。

ここでは、文部科学省が作成した手引を基に、防災の観点からマニュアル作成について取り上げる。

#### 【マニュアル作成のポイント】

##### [学校における地震・津波防災の流れ]

##### ①事前の危機管理（備える）

- ・体制整備と備蓄：校内、保護者や地域、自治体と連携、二次災害を想定、必要な備蓄
- ・点検：施設設備等の安全点検、非構造部材の点検、避難経路・避難場所の点検
- ・避難訓練：初期対応・二次対応、季節・時間・場所等の多様な設定、教科・領域との関連
- ・教職員研修：避難訓練、応急手当、安否確認、引き渡し方法、児童生徒の心のケア、地域や関係機関との連携、防災教育教材の活用法など

##### ②発生時の危機管理（命を守る）

- ・初期対応（落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に移動）
- ・二次対応（素早い情報の収集、臨機応変な判断と避難）

##### ③事後の危機管理（立て直す）

- ・安否確認：確認内容、連絡・通信手段の複線化
- ・対策本部の設置：機能と業務内容、情報収集と発信
- ・引き渡し（待機）：引き渡しの判断、手順の明確化
- ・避難所協力：教職員の協力体制の整備
- ・心のケア：体制づくり、健康観察のポイント、関係機関との連携
- ・原子力災害：情報収集と伝達、退避と避難行動

##### [家庭・地域・自治体等との連携]

##### ①作成時の連携

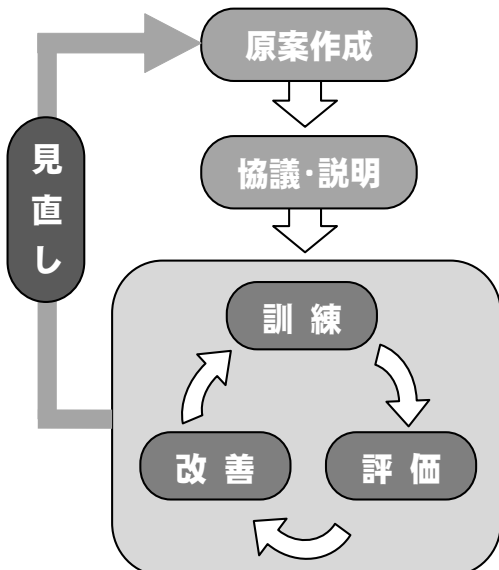
##### ②訓練等での連携

※幼稚園、特別支援学校の留意点についても関連ページで確認願います。



「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(H24.3 文部科学省)

#### 【PDCAサイクルの活用】



#### 【マニュアル作成上の留意点】

##### [学校独自の視点]

- ①自然的環境及び社会的環境の把握
- ②校内の状況、地域の人的状況の把握
- ③その他の把握事項（災害発生時における県や市町の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、児童生徒の取るべき行動など）

#### 【マニュアル作成の手順】(PDCAサイクルの活用)

- ①管理職、安全担当者などが中心となって作成
- ②地域学校安全委員会等でマニュアルの内容について協議
- ③マニュアルを基にした実際の避難訓練の実施
- ④訓練の振り返り、成果や課題等の明確化
- ⑤課題に対する対策
- ⑥マニュアルの見直し

※一連のプロセスに全職員が関わるのが大切



## (2) 児童生徒の危険回避能力の育成について

大地震は、授業中や休み時間中、屋外での活動中、登下校中など、児童生徒がどのような状況にあるときに発生するか分からないことから、様々な状況を想定した避難訓練を実施し、児童生徒にその場に応じた適切な行動ができるよう危険回避能力を育成していくことが重要となる。

平成23年11月、県教育委員会が行った安全教育指導者研修会の講話の一部を要約して紹介する。

講話：【自然災害の現状と安全管理について】

全国学校安全教育研究会会長 矢崎 良明 氏

.....

日本は、四つの地殻プレートがぶつかり合った所に位置するため、地震が頻発するのは必然であり、日本で生活する我々には、地震とどう向き合うかということが常に求められる。

「地震だ、机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと握って！」という訓練は定着しており、多くの学校で日頃から訓練も行われているが、地震は、児童生徒が教室にいる時に起きるとは限らない。そこで、地震発生時に身の回りに机がない場所や、教師の指示が瞬時に届かない場所に児童生徒がいることなど様々な状況を想定した訓練を繰り返し行うことで、児童生徒が自らの判断で危険を回避できる能力を育成することがポイントとなる。

キーワードは、「落ちてこない、倒れてこない」

天井や棚の上からの落下物の危険性が少ない場所や、本棚や清掃用具収納棚など物が倒れる危険性の少ない場所を自ら見つけて身を寄せ、まずは身の安全を確保する。

つまりは、自分の命を自分で守ることができる児童生徒を育成することが大切である。

.....

なお、学校における防災教育を実施する際には、次の資料が参考になるので紹介する。

### 【参考となる資料】

左から

- ・防災教育資料DVD「災害から命を守るために」

(文部科学省 小学校用：平成20年3月・中学校用：平成21年3月・高等学校用：平成22年3月)

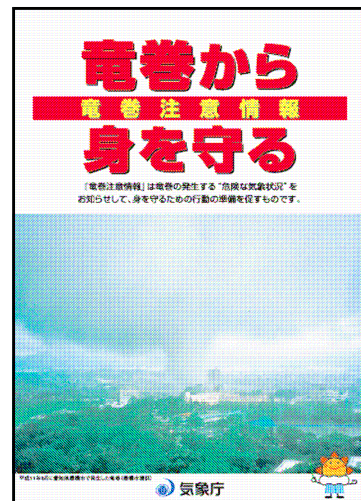
- ・小(中・高等)学校教員用研修資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

(文部科学省 平成21年3月)

- ・「緊急地震速報～まわりの人にも声をかけながらあわてず、まず身の安全を!!～」

(国土交通省気象庁 平成24年1月)

- ・「竜巻から身を守る」(気象庁 平成21年3月)



### 3 放射線に関する学習について

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、1年を経過した現在も大きな社会問題となっている。

学習指導要領の改訂により、およそ30年ぶりに放射線に関する内容が中学校第3学年理科で扱われることになったが、原発事故の発生により、学校種や学年を越えて放射線に関する学習が必要となった。

そこで、文部科学省は、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの段階に応じて教師用及び児童生徒用の「放射線副読本」(右図)を作成し、各学校に配布した。特別活動(ホームルーム)や総合的な学習の時間等、各学校の実情に応じて時間を確保し、この副読本を活用して児童生徒の発達の段階に応じた放射線についての基礎知識を身に付けさせていきたい。

また、県教育委員会では、この副読本を補完するとともに、教職員が放射線に関する正しい基礎知識を得ることを目的として、『放射線の影響に関するQ&A』—放射線を指導する教師の基盤として—(左図)を作成した。

児童生徒等に放射線について指導する際の参考資料として活用していただきたい。



「放射線について考えてみよう」

(H23.10 文部科学省)

なお、県では、大震災に対する児童生徒の心のケアとして、緊急にスクールカウンセラーを派遣したり、被災県との教員交流を行ったりしている。

しかしながら、放射線に対する目に見えない不安からくる風評被害については、今後も大きな課題である。

避難区域に指定された多くの児童生徒が本県での避難生活を続けている現状も踏まえ、各学校においては、放射線についての学習を確実にを行い、被災地から避難している児童生徒等に対する偏見や差別などが決して行われないよう校内で共通理解を図り、全教職員が同一歩調で対応していくことが重要である。



「放射線の影響に関するQ&A」

(H23.12 栃木県教育委員会)

### 4 児童生徒の心のケアについて

学校の安全教育を進める一方で、被災した子どもたちに心のケアを行う必要がある。大きな災害に直面した子どもたちの「危機を乗り越える力」を援助することは大切なことであることから、栃木県総合教育センター教育相談部では、子どもの「危機を乗り越える力」を援助するための資料を公開しているので、参考にしていきたい。

・「号外 栃木の子どもの『危機を乗り越える力』を援助するために」

(総合教育センター教育相談部 平成23年4月)

総合教育センターホーム>教育相談>教育相談の充実について(学級・ホームルーム担任のための教育相談)

### ◇ おわりに

児童生徒に危険回避能力を育成すること、そして、いつ起きるとも分からない自然災害から児童生徒の命を守ることは、学校の大きな役割である。今回の大震災を教訓とし、児童生徒がより安全に生活できるよう、各学校や地域に応じた指導体制を再確認し、安全教育の更なる充実に努めていきたい。